

「ふるさと日野」をもっと元気に！



▲町のシンボル・綿向山

ふるさと納税制度は、「ふるさと」に対し、貢献または応援したいという全国の皆さんの善意や「厚志を寄附」という形にして、「ふるさと」に届けようとする制度で、平成20年4月30日にスタートしました。

この制度によって、地方公共団体に寄附された寄附金のうち、5千円を超える部分は、個人住民税などから控除できるようになりました。

日野町では、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、平成20年12月に「日野町まちづくり応援基金条例」を制定しました。ご寄附いただいた方には、日野町への想いを事業として選択していただくことができます。

手続きは簡単！

ご寄附のお申し込みをいただきました後、振込みの書類を送付させていただきました。口座振込等により、ご入金いただければ、手続きは完了となります（下の図のとおり）。

ご寄附は、役場窓口でも受け付けています。今後、行事やイベント等において、簡単に「ご寄附」いただける方法を検討していきます。

全国各地から応援をいただいています

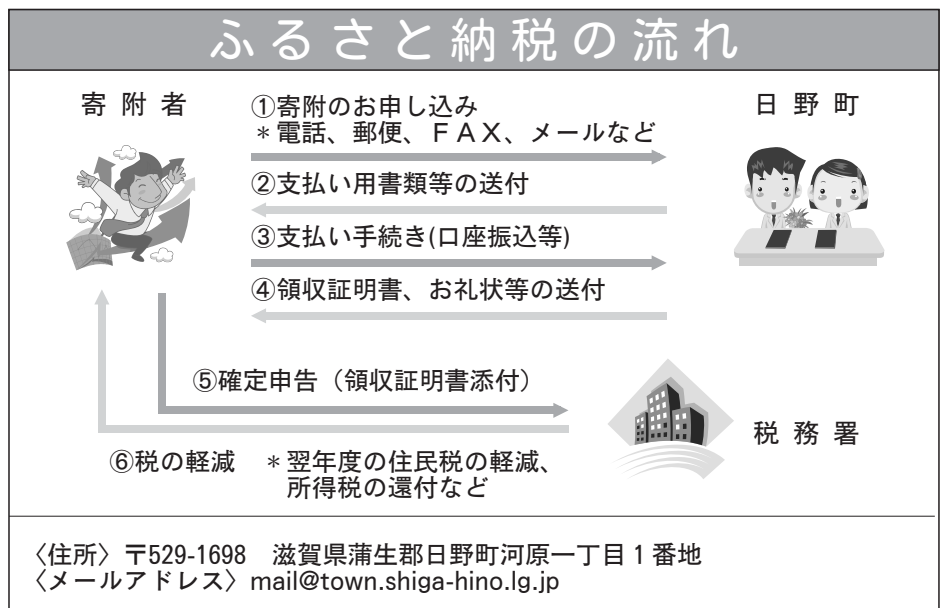
全国各地にお住まいの方から当町へご寄附をいただきました（これまでの寄附の合計は、7件、79万円【平成20年12月31日現在】です）。誠にありがとうございます。お寄せいただきました寄附金は、日野町のまちづくりのため、有効に活用させていただきます。

町民の皆さんのご協力をお願いします

日野町では、皆さんからお寄せいただきました寄附金をもとに、活力に満ちた、元気なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

ぜひ町民の皆さんからも、全国にお住まいのご家族やご親戚、ご友人の方などに日野町へのふるさと納税について、ご案内をお願いいたします。

ふるさと納税の流れ



◆まちづくり応援基金寄附金◆

ご寄附をいただき
ありがとうございます

静岡県沼津市

山中 利之さん

10万円

※氏名等の公表に同意いただきました方のみの紹介とさせていただきます。



ふるさと納税に関すること

企画振興課 企画人権担当
総務課 財政担当

☎0748②6552
☎0748②6500

有線⑤8963
有線⑤7762

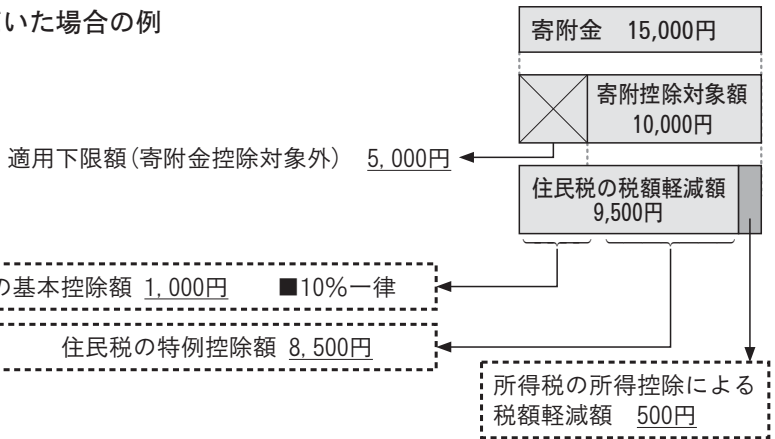
FAX0748②2043

ふるさと納税制度が スタート

みなさんの応援で

◆Aさんが日野町に15,000円を寄附していただいた場合の例

Aさん(47歳)…給与収入 500万円
《扶養家族》Bさん(45歳)…専業主婦
Cさん(17歳)…高校生
Dさん(13歳)…中学生



寄附金控除を受けていただけます

寄附していただいた金額から5千円を差し引いた残りの額について、住民税の所得割額の概ね1割を限度として、所得税を合わせて全額が控除されることとなります(上の例をご覧ください)。

寄附金控除を受けていただくためには、確定申告が必要です。町が発行する領収書を添付してください。

なお、所得税の確定申告を行わない方は、寄附を行った翌年1月1日現在の住所地の市区町村に住民税の申告を行えば、住民税の軽減を受けることができます。この場合、所得税の軽減は受けられません。

寄附金控除の留意点

- 寄附の対象は、すべての都道府県および市区町村が対象となります。出身地や過去の居住地等に限定されることなく自由に選ぶことができます。
- 寄附先の団体数に制限はありません。複数の都道府県および市区町村に対して寄附を行った場合は、それらの寄附の合計額が控除の対象となります。
- 所得税については、寄附を行った年分の所得税から控除されます。また住民税については、寄附を行った翌年度分の住民税から控除されます。
- 所得税における寄附金控除は従来と変わりません。

控除できる額は、所得等により一人ひとり異なります。詳しい内容は、税務課住民税担当にお問い合わせください。

◆平成21年度の住民税における寄附金税制の改正点(ふるさと納税を含む)

	改正前	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	(寄附金額-10万円)×税率(10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 【税額控除額の計算方法】 ①と②の合計額を住民税(所得割)から控除 ①基本控除額 [寄附金額-5千円]×10% →10%内訳:町民税6% 県民税4% ②特例控除額 [寄附金額-5千円]×[90%-限界税率(0~40%)] ※寄附金額は、複数の団体に対し寄附を行った場合、その合計額 ※②の額については、住民税所得割の1割が限度 ※限界税率とは、寄附者の所得税率のうち最も高いもの
控除対象限度額	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10万円	5千円

◆問い合わせ先 寄附金控除に関すること 税務課 住民税担当 ☎0748②6570 有線⑤5093